

令和 8 年度 住宅取得支援事業の申請を受付けています

町では、子育てや人口対策として住宅取得を応援する事業を実施しています。令和 8 年度も各種住宅取得支援事業の申請を随時受付けていますので、要件に該当する場合は申請してください。加算要件など事業の詳細は、町 HP を確認してください。

子育て住まいる支援事業		お帰りなさい! 親元同居・近居住宅取得応援事業
10 万円	基本交付額	5 万円
①町内に住宅を新築または中古購入する ②中学生以下の子どもを扶養している	対象要件	①町内に住宅を新築または中古購入する ②町内在住の親世帯と新たに同居または町内近居する ※すでに同居している人は対象になりません。
中学生以下の子どもの扶養人数、町内在住の親元同居・近居、町外から町内に転入	加算要件	町外から町内に転入
35 万円	最高交付額	15 万円
共通事項 ●住宅の要件 ・住宅登記が完了していること ・住宅の持分が子世帯の合計で2分の1以上であること		

申請期限

令和 9 年 3 月末まで

取得した住宅の登記完了後 6 か月以内の申請が必要です。

申請方法

企画財政課企画係での事前相談後、対象者に申請書類を配布します。

※事前相談は、令和 9 年 2 月 26 日（金）までにご連絡ください。

問合せ先

企画財政課 企画係
(2階⑩窓口) ☎ 52-5803



◀町 HP

土砂災害防止法に基づく現地詳細調査のお知らせ

県では、山口県土砂災害ポータルで公表している、新たな『土砂災害が発生するおそれがある箇所』について、町内全域の詳細調査を実施する予定です。

- 調査時期 10 月～令和 9 年 3 月
- 調査内容 崖や溪流の簡易な測量、保全対象家屋などの確認
- 調査方法 県が委託した専門のコンサルタントが敷地に立ち入り、調査をする場合があります。対象となる住民の皆さんは、ご理解とご協力をお願いします。
※調査を行う前には、回覧などで情報提供します。

☎ 県土木建築部砂防課 砂防保全班
☎ 083-933-3763
柳井土木建築事務所 企画調査室
☎ 22-0717



県砂防課 HP

良好な住環境づくりのためのマナーについて



近隣において、夜間の屋外での過ごし方(大声での会話)や生活音について、配慮を求める声が寄せられています。敷地境界付近でのトラブルも増えており、木枝の越境や境界上に設置された工作物の無断利用など、内容も多様化しています。

住民の皆さんが静穏で快適な生活環境を維持できるよう、思いやりのある行動とマナーへのご協力をお願いします。

☎ 町民福祉課 環境係 ☎ 52-5810